

令和4年8月25日

研究倫理委員会委員 各位

公益社団法人 岐阜県看護協会
研究倫理委員会
委員長 谷口 泰弘

冠省 研究倫理委員会ではいつもお世話になっております。

さて、書面による倫理審査をして頂きましてありがとうございました。皆様のご指摘を拝見して、委員間のご意見が衝突する内容も無く、申請者が困惑する指摘も特に見受けられませんでした。因って、継続審査とし、委員の皆様のご意見を申請者にお伝えして修正の書類が届きましたら、委員長ならびに副委員長の確認を以って承認の手続きを取らせていただきたく存じます。委員全員で確認すべきだとのご意見がありましたら、8月30日（火）までに県看護協会事務局までご連絡ください。

当該研究について、幾つか情報共有しておいた方が良い項目がありましたので、次に示します。

- ① 訪問看護ステーションの概要、利用者や職員の状況を詳細に聞くと施設名が特定されるのではないかとのご意見
⇒県看護協会の事業活動にも関係するので、原案どおりの質問を許容するが、研究成果をまとめる際に、特定されない様に配慮をする旨を具体的に追記してもらう。
- ② 「岐阜県内訪問看護ステーション」と特定の地域を示す事への不安に関するご意見
⇒都道府県名を入れた研究は他の研究でも多く見られるのでこれは許容とする。但し、上段にも記した様に施設が特定されない様に配慮を求める。地域に不利益を被らせない配慮の追記を求める。
- ③ 共同研究機関の県立看護大の審査体制を確認し、一括審査か個別審査かが分かる様に追記を求める。一括審査が可能であれば、必要手続きを共同研究者にとってもらう。
- ④ 研究期間について、アンケート実施期間と総研究期間を分かるように明示してもらう。
- ⑤ アンケート調査票の配布・回収方法を追記してもらう。分析方法を記載してもらう。（評価項目、サンプル数、除外基準、科学的合理性の根拠、解析の方法等を追記）
- ⑥ 同意に関して、単に回答を以って同意したと見なすのではなく、アンケート用紙冒頭の同意確認欄のチェックをもって、意思を確認する、とする（計画書にも追記する）。
- ⑦ 質問紙中の訪問看護ステーションの概要部分に、「併設施設のあり・なし」を追記。
- ⑧ オプトアウトについては、事務局から情報発信（簡単にこういう研究を行っている旨）

その他については、事務局がまとめた一覧表のとおりですご確認ください。